

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年7月26日 午後1時30分～午後2時9分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長 徳永武次
副委員長 坂口健太
委員 瀬尾和敬
委員 森永靖子
委員 中島由美子

委員 成川幸太郎
委員 帯田裕達
委員 森満晃
委員 山元剛

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 下園政喜

○その他の議員

議員 井上勝博

議員 岩切正之

○説明のための出席者

総務部長 田代健一
総務課長 橋口堅
文書法制室長 久米道秋
財政課長 鬼塚雅之
危機管理監 佐多孝一
企画政策部長 古川英利

情報政策課長 福元昭宏
建設部長 久保信治
議会事務局長 道場益男
議事調査課長 川畑央

○事務局職員

事務局長 道場益男
議事調査課長 川畑央
課長代理 前門宏之
主幹兼管理調査グループ長 清藤操生

主幹兼議事グループ長 上川雄之
管理調査グループ員 堀之内孝充
議事グループ員 芦谷仁美

○審査事件等

- 1 次期定例会の会期及び会期日程(案)について
 - 2 本会議等におけるDXパソコンの使用について
 - 3 委員外議員の発言の取扱いについて
 - 4 陳情第2号 平成29年（2017年）10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情
-

△開 会

○委員長（徳永武次）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（川添公貴）皆さん、どうも、お疲れさまです。

せんだっての雨で、市内各地があちこち災害に被って、大きな災害となったところでした。せんだって、知事がおいでになりまして、現地視察等に帯同したところであります。また、２８日に、今度、赤羽国土交通大臣と内閣府副大臣が来られる予定になっています。台風の状況で出立できないかもしれませんが、調整をして、一応、帯同できるように準備は進めておきたいと思います。皆さん方も、各地からたくさん要望を受けられてはいらっしゃると思うんですけど、それに先立って、早急に対応するというので、本日は専決処分について――なかなか大きな災害でしたので、その分については説明を求めたいと、後で説明させたいと思います。

それから、オリンピックが始まりまして、なかなか睡眠不足になりつつはありますが、十分日本国を応援していただいて、頑張っていたきたいと思います。

ちなみに、ベネズエラも応援したんですけど、初戦でああいう結果で、どっちがよかったのかというとなかなかですが、４時頃見送りに行って一所懸命、旗を振ったことでした。

本日は、たくさんの議題をお願いしてございますが、慎重なる審議を、また、よろしく願いたいと思います。

以上です。

△次期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（徳永武次）それでは、次期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題とします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料１、令和３年第４回市議会定例会会期及び会期日程（案）を御覧ください。

次期定例会の会期は、８月２３日から１０月１１日までの５０日間とし、会期日程は、８月２３日の本会議で議案説明及び一部議案審議を行い、翌２４日の午後３時を質問通告締切り、９月２日、３日及び６日の本会議では総括質疑並びに一般質問を行い、７日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託、８日は本会議予備日とし、９日に総務文教委員会、１０日に生活福祉委員会、１３日に産業建設委員会を開催願ひ、１４日は委員会予備日としてはいかがかと考えます。さらに、２７日の本会議では付託事件等審査結果報告の後、決算認定議案等説明及び議案付託を行い、１日空けまして２９日から決算審査を開始することとし、２９日に産業建設委員会、３０日に総務文教委員会、１０月１日に生活福祉委員会を開催願ひ、４日、５日の２日間を委員会予備日とし、１１日の本会議において、付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかがかと考えます。

なお、今後の議運の開催予定でございますが、現在のところ、定例会直近の議運を７日前となります。８月１６日の午前１０時に、中日の議運を９月６日の本会議終了後に、決算認定議案等に係る議運を９月１５日の午前１０時に、２回目となります。中日の議運を９月２７日午前９時に、さらに最終日の議運を１０月１１日の午前９時から、それぞれ計画しているところでございます。

最後に、各会派ごとの質問者数につきましては、後日照会をさせていただきますので、会派内等で御協議の上、御回答くださるようお願いいたします。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

○委員（瀬尾和敬）決算の認定議案書は、いつ配付されますか。

○総務部長（田代健一）現在の予定では、議会運営委員会が、決算に係る議会運営委員会２ページのほうになりますけれども、９月１５日の水曜日に予定がなされております。この９月１５日をめどに、当局のほうからは、議会のほう

に送付をさせていただきたいと考えております。

○委員長（徳永武次）いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、次期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御了承願います。

以上で、次期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了します。

△本会議等におけるD Xパソコンの使用について

○委員長（徳永武次）次に、本会議場等におけるD Xパソコンの使用についてを議題とします。

それでは、当局の説明を求めます。

○総務部長（田代健一）それでは、議会運営委員会資料2を御覧ください。

本会議等におけるD Xパソコンの使用についてでございます。

まず、趣旨でございますが、市議会の皆様は、平成30年12月から先行してタブレット端末を議会に導入しておられます。当局におきましても、本年7月9日から、4役、部局長及び支所長等に対しまして、モバイル対応のタブレット分離型パソコン、議会の皆様が使っていらっしゃるタブレットと類似の物でございますが、こちらのほうは、WindowsのほうがOSとなっておるタブレット型のパソコンとなっております。こちらのほうを導入いたしまして、市長等が参加をする会議等で利用していくこととしたところでございます。

また、あわせまして、今後のペーパーレス化の推進を図るため、議案書等につきましても、紙媒体の配付から、当局では、D Xパソコンでの閲覧への移行を進める予定としております。つきましては、次期定例会から、本会議及び委員会等におけるD Xパソコンの使用について御承認をいただきたいと存じます。使用する機器につきましては、マイクロソフト製のSurface Proでござ

います。

庁舎内の会議におきましては、議会の関係では、本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、議員全員協議会、それから、議長または会議の長が認める会議等について使用を御承認いただきたいと考えております。

なお、機器を使用するに当たりましては、議会で定めておられます薩摩川内市議会タブレット端末の使用等に関する要綱、第9条第1項のタブレット端末の使用上の禁止事項等については、十分留意の上、使用させたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、本件に関連しまして、議会運営に関する申合せ事項の精査を行い、修正が必要ということになれば、次回以降の委員会において、改めて御協議いただくこととなりますので、御了承願います。

以上で、本会議等におけるD Xパソコンの使用についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時34分休憩

~~~~~

午後1時38分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

---

△委員外議員の発言の取扱いについて

○委員長（徳永武次）次に、委員外議員の発言の取扱いについてを議題といたします。

本件は、前回の委員会で報告をいただいた各会派の協議結果を事務局で整理し、改めて協議することとされていたものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長（川畑 央）** それでは、資料4を御参照ください。

委員外議員の発言の取扱いについて。

去る議会運営委員会の協議会においての取りまとめを資料としてあります。

大筋では、委員外の議員の発言は行わないとする意見が多数を占めたところでありまして、次の表にありますように、井上議員が少なくとも通告制でということで、あと、新創会さんが、あくまで例外で今の取扱いだと考えるが、議運で決まれば、それに従うということがありますけれども、その他の会派等につきましては、発言はさせないことでよいということで取りまとめてございます。

これを基に、取りまとめ（案）として、1として取りまとめてございます。

（1）ですけれども、委員会制度の基本を尊重し、委員による審査を十分に行うことが重要であることから、委員外議員の発言は原則行わないこととする。

2と3につきましては、委員外となる委員会においての取扱いですけれども、会派に属している議員につきましては、所属会派の委員がいるときには、その委員に、代わって質疑、質問を依頼することとする。

（3）ですけれども、会派に属さない議員などの（2）の取扱いができない議員につきましては、同僚議員である委員に依頼をするか、または、担当課に個別に問い合わせることとする。

2ですけれども、これらの取扱いについて、本日の協議結果を踏まえ、後日、申合せについて御協議いただきたいということで、次のページからは、あくまで参考までにつけてあるものでございます。

**○委員長（徳永武次）** ただいま説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** オブザーバーはないですか。

**○議員（井上勝博）** 鹿児島市や、それから霧島市、それから鹿屋市の状況について聞いてみたん

ですけれども、鹿児島市は、常任委員会が一斉に行われているということによって制限されるんですが、必要に応じて、自分の委員外委員会に参加することが可能というふうになっているそうです。

それから、霧島市は前の薩摩川内と同じように、委員外議員の質疑、発言、質疑が許されているということでした。

鹿屋市は、最近になって、できないという申合せになったということで、やっぱり、議会が審議を十分にしていくという点で、これまで委員外議員の質疑も大きな役割を果たしてきたというふう思うので、できれば、やはり、従来どおりということをお願いしたいと思っております。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。

井上委員に申し上げます。一応、資料のとおりまとめてありますので、御理解ください。

質疑、御意見は尽きたと認めます。

本件の取扱いについては、資料のとおりすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 御異議ありませんので、そのように取扱うことに決定しました。

会派代表者の皆様には、会派所属議員への周知をお願いします。

なお、資料にもありますとおり、今後、申合せについても、改めて御協議いただくこととなりますので御了承願います。

以上で、委員外議員の発言の取扱いについてを終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時42分休憩

~~~~~

午後1時58分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次） ここで、本会議に戻します。

それでは、ここで、2名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で傍聴の申出がある場合にも、委員長において随時許可します。

△陳情第2号 平成29年（2017年）

10月23日、県道43号で発生した薩摩

川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情

○委員長（徳永武次） それでは、審査を一時中止しておりました陳情第2号平成29年（2017年）10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情を議題とします。

それでは、本件は持ち帰りいただいて御意見を整理していただくこととしておりました。

各会派から、それぞれ説明をお願いします。

それでは、みらい創和会からお願いいたします。

○委員（瀬尾和敬） みらい創和会では、これまで百条委員会設置についてメールで意見交換を行ってまいりましたが、去る7月20日会派定例会に議案として提案し、協議した結果、百条委員会設置については、反対することと決定しました。

反対についての理由の概要ですが、1番目に、陳情者は陳情書1ないし8について、相当の証拠を用意しておられるようであり、かくなる上は司法に委ねられることをお勧めしたいというものであります。

2番目に、総体的に見て、業者間の対立が絡み、1企業を市の入札から排除することが狙いであり、そのような企業間の利害関係の発生する事案に議会が関与することは避けるべきではないかという二つの理由からであります。

なお、陳情書の1ないし8について、個別にただしたい場合は、一般質問や委員会等で当局にただすべきであるとの結論に達しました。

○委員（帯田裕達） 我々も会派の会議を開き、この陳情第2号における審査の取扱いについてを協議いたしました。その結果、陳情内容を見ますと、1から8項目までありましたが、百条委員会を立ち上げて審査するには至らないという結論に達しました。

なお、その中でいろいろ意見が出ましたが、1番と5番に関しては、例えば、常任委員会等で、総務文教委員会でやってきたわけですので、総務文教委員会等で、さらに審査をしていただきたいということの御意見も出ました。

それから、百条に、この限界を超えていないかとか、百条を立ち上げるに至らないということになったんですが、大方の意見に皆さん賛成でしたので、ここで報告申し上げます。

○委員（成川幸太郎） 新創会は、結論は出しておりません。この今の陳情内容を審査する中で、皆さんの御意見を聞きながら、この項目毎に、百条委員会を設置するかどうかを決めるだけであると。というのは、この陳情内容におきまして、我々が総務文教委員会で審査した、平成31年3月14日の審査のときの情報からすると、新たな情報が出てきていることを踏まえると、この陳情を不採択としてしまえば、この中身を審査、具体的にすることができなくなってしまうんじゃないか。少なくとも、この中の項目で、我々が審査できる、特に、私は教育委員会に該当するところは、審査をした結果、それが百条委員会を設置するに足りるかどうかをその場で判断すべきじゃないかということで、事前にやった中では、7項目の調査項目ということで、上げさせていただいております。

○委員（中島由美子） いろいろあるんですけども、やはり、百条調査の一定の限界を超えているんじゃないかと判断をしました。というのが、やはり、いろいろ証拠の動画があったりとか、警察にいろいろ調査をされているとか、たくさん持っておられるので、やはり、警察もしくは司法のほうに委ねられることが1番先決ではないかと判断をしました。百条委員会はいいいと思います。

○委員長（徳永武次） ただいま各会派の御意見を伺いました。

質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、今後の審査の進め方についてを協議したいと思います。

委員の皆様から、御意見ありませんか。

○委員（成川幸太郎） 今後の進め方といいますと、もう、今、大方百条委員会を設置しないということで、これも採択しないということになるのかもしれませんが、この中へ出ている中身を、この中で、もう1回確認するという必要性はないんでしょうか。

○委員長（徳永武次） ちょっとお尋ねします。これは議会運営委員会ですか。中身に関しては、百条委員会を設置するかしないかの問題であって、中身に関しては、先ほど話があったとおり、本会議とか、委員会でとかという話が出ておりましたよね。そういうふうなやり方も含めて、議運では、中身については、ちょっと内容的なことではできな

いですよね。今の現時点では。と、委員長は申し上げます。

○委員（成川幸太郎）実際に陳情が出ていて、議運ですということ、百条委員会を設置しないという判断になれば、この中身の確認というのは、じゃあ、陳情については、もうしないということですね。

○委員長（徳永武次）先ほどから申しているとおりの、議運は百条委員会を設置するかしないかの協議です。それと設置しないとなれば、この8項目の中身に関しては、本会議なり委員会なりで、個人的にしてもらうとかは、そこの中で、というふうな組立てをするか分かりませんが、そういうふうなやり方をやっていくことになるのじゃないかと私は思っています。陳情の趣旨が百条委員会を設置するかしないかということになっておりますので。それで、今後の審査の進め方についてを協議してもらいたいということです。

ほかに御意見はありませんか。

○委員（坂口健太）各会派の意見もそれぞれ出そろったので、採決してはというふうには考えます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ただいま採決の御意見がありました。それでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）それでは、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

採決は起立により行います。

本陳情について、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次）起立少数であります。よって、本陳情は、不採択とすべきものと決定しました。

これで、陳情第2号の審査を終わります。

以上で、日程の全ては終わりましたが、陳情審査における委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳 永 武 次